

国民年金法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

1. 改正の趣旨

20歳に達したことにより国民年金の第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の資格を取得する者に係る資格取得の届出について、厚生労働大臣（日本年金機構）は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳情報の提供を受けることにより当該者が20歳に達した事実を確認できることを踏まえ、第1号被保険者の負担軽減及び日本年金機構における事務の効率化を図るため、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

○20歳に達したことにより第1号被保険者の資格を取得する場合であって、厚生労働大臣（日本年金機構）が住民基本台帳法第30条の9の規定により地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳情報の提供を受けることにより当該者が20歳に達した事実を確認できるときは、当該第1号被保険者の資格取得の届出を不要とする。

○その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項

4. 公布日

令和元年8月中旬（予定）

5. 施行期日

令和元年10月1日（予定）